

**学童保育の実態と課題に関する調査研究〈概要〉**  
— 放課後の子どもの生活の場が安心して利用できるために —

学童保育とは、共働き家庭や単親家庭等の小学生の子どもの放課後の生活の場である。学童保育が始まったのは1940年代といわれるが、児童福祉法が改正され「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」として、学童保育が法制化されたのは1997年のことである。

その後、10年間に、学童保育を利用する子どもの数は増加し、約75万人となっている。しかし、利用できない待機児童は14,029人いる(2007年5月1日厚生労働省調べ)。

2007年10月、厚生労働省は「放課後児童クラブ」を「生活の場」としている児童の健全育成を図る観点からガイドラインを策定した。同年12月には、関係大臣及び有識者から構成される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が、「空白地区の解消、クラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境の確保」を重点戦略として策定している。

こうした動きがみられるなか、学童保育中の事故や提供する学童保育サービスの質、料金をめぐる消費者相談が各地の消費生活センターに寄せられている(全国消費生活相談情報ネットワーク・システム PIO-NET)。

そこで、消費者の視点から学童保育サービスの実態を探り、消費者被害の未然防止に資することを目的に、3つの調査を実施した。

① 市区町村対象調査、② 学童保育施設対象調査、③ 契約時の交付書面の調査である。

調査の実施にあたり、児童福祉と社会福祉、学童保育の専門家、法律家等による「学童保育の実態と課題に関する研究会」を設置し、活力のある子どもの生活の場として安全に安心して利用できる学童保育サービスのあり方、子育て支援となるサービス提供のあり方など検討を重ね、行政と施設に向けて、5つの提言をまとめた。

1. 施設及び自治体は、消費者に情報提供を十分行うことが必要
2. 契約書の作成と利用者への交付が不可欠
3. 安全対策の強化、事故時の体制の整備、事故予防への取り組みが重要
4. 子どもの生活の場としての環境整備(量・質の拡充、指導員の待遇改善)が肝要
5. 公的サービスとして地域間・施設間の格差是正が必要

報告書は8章からなるが、以下、主として、学童保育施設対象調査と市区町村対象調査、契約時の交付書面調査の結果および提言の概要を報告する。

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

学童保育サービス(放課後児童健全育成事業\*)の実態と問題点を明らかにするために、

- ① 市区町村対象調査、② 学童保育施設対象調査、③ 契約時の交付書面調査を行った。

\* 調査対象とした学童保育は、児童福祉法第6条の2に定める(小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る)放課後児童健全育成事業である。児童数が9人以下で国の補助金を受けていないものも調査対象に含む。

## 2 調査対象・調査事項等

### [1] 市区町村の担当部署対象調査(以下「市区町村対象調査」)

#### (1) 調査対象・回答数等

調査対象：全国1,827市区町村の学童保育の担当部署

回答数：1,184件(回収率64.8%)

市区町村別の回答数は以下のとおり

	対象数	有効回収数
計	1,827	1,184件(64.8%)
東京都区部	23	21(91.3%)
政令指定都市(以下、政令市)	17	16(94.1%)
その他の市	765	565(73.9%)
町村	1,022	582(56.9%)

#### (2) 調査地域：全国

#### (3) 調査時期：2007年8月～9月

#### (4) 調査方法：郵送調査

#### (5) 調査事項

- ① 学童保育の実施状況、運営状況
- ② 運営基準、ガイドラインの策定状況
- ③ 入所の受け付け、入所の判定
- ④ 利用者への情報提供
- ⑤ 苦情・相談への対応、利用者が自治体に寄せた苦情件数
- ⑥ 自治体基準で徴収している学童保育の料金
- ⑦ けがや事故への安全対応の基準
- ⑧ 事故情報の収集、情報提供
- ⑨ 学童保育の拡充、子どもの放課後対策のための事業
- ⑩ 子育て支援、放課後子どもプランへの独自の取り組み内容、方針

## [2] 学童保育施設対象調査（以下「施設対象調査」）

### (1) 調査対象・回答数等

調査対象：政令指定都市 17 及び東京 23 区の自治体のホームページなどに掲載されている学童保育所の 3,124 の施設の責任者等に依頼。

回収数：1,452 件（回収率 46.5%）

施設の種類の回答数は以下のとおり

公立公営 497

公立民営 750

民立民営 205 計 1,452

(2) 調査地域：政令指定都市 17、及び東京都 23 区

(3) 調査時期：2007 年 8 月～9 月

(4) 調査方法：郵送調査

(5) 調査事項

- ① 学童保育の実施状況
- ② 施設の設備等
- ③ 開設日数、保育時間、利用児童数
- ④ 学童保育サービス内容の保護者への説明、入所の受付、入所の判定など
- ⑤ 利用者へ渡している書類（入所の案内・しおり、会則・運営規約、契約書など）
- ⑥ 学童保育の子どもの生活、保護者への連絡、子どもの活動内容
- ⑦ 保護者の意見を聞く仕組み、苦情対応の説明
- ⑧ 利用者から徴収している費用はあるか
- ⑨ けがや事故への対応
- ⑩ 学童保育指導員の就労状況（勤務体制、雇用形態、収入、手当、保険等）
- ⑪ 利用者との間で問題になっていること（入所条件、保育料金、時間など）

## [3] 契約時の交付書面調査

### (1) 調査検討対象

検討の対象は、施設が利用契約時に利用者に渡している「交付書面」で、事業者から国民生活センターに提供があったもの。

当センターに、交付書面の提供があったのは 40 事業者、うち 4 事業者からは「契約書」<sup>1</sup>も提供された。

(2) 交付書面の収集時期：2007 年 11 月

<sup>1</sup> 福祉サービスは、措置制度から利用者と事業者が対等な関係に基づきサービスを選択する利用契約方式へ移行している。2000 年の社会福祉法の改訂により、事業者は、福祉サービスに関する情報の提供や利用契約申し込み時の説明に努めること。および利用契約成立時に書面を交付することを義務付けている（第 75 条、76 条、77 条）。

## Ⅱ 調査結果のポイントと提言

### 1. 施設及び自治体は、消費者に情報提供を十分行うことが必要

「保護者の態度を理由に入所を拒否されている」など、学童保育を利用できないケースの受付対応や入所基準の説明不足を問題とする苦情・相談が寄せられている。

- 施設対象調査で、①利用受付の対応（受付窓口業務、入所の判定をどこが行うか）、  
②判定基準を記載した文書の有無、③入所が認められない場合の対応、  
④提供する学童保育の内容を説明しているのはどこかをみた。

市区町村対象調査で、利用受付への対応、学童保育内容の情報提供などについてみた。

#### < 施設対象調査 >

- ① 受付窓口業務は、施設が 87.2%と多く、自治体は 34.0%にとどまる。
- ② 入所の判定は、施設 48.7%、自治体 53.2%。民立民営は施設が行うが多く 87.8%。
- ③ 判定基準を記載した文書があるは 74.7%。文書がないが 15.6%、民立民営は 43.4%。
- ④ 入所が認められない場合の対応は、入所が認められなかった理由を説明 57.7%。  
他の施設を紹介している 40.4%、空きが出来次第連絡しているは 52.8%。
- ⑤ ほとんどの施設（95.9%）が、利用前に保育内容を利用者に説明しているが、自治体が説明しているのは 36.6%となっており、施設任せとなっていることが伺える。

#### < 市区町村対象調査 >

社会福祉法では国や自治体に対し、サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に入手できるよう必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けているが、提供する学童保育の内容を、自治体が保育の利用前に説明しているのは 52.1%にとどまっている。

- ① 入所の受付業務を自治体が行っているのは 61.7%。行っていないは 30.5%。
- ② 入所の判定を自治体が行っている 66.6%。東京都区部は 85.0%、政令市は 37.5%。
- ③ 「判定基準を記載した文書がある」は 59.4%、東京都区部 100%、他は 60%前後。
- ④ 提供する保育内容を「自治体が保育利用前に説明している」は 52.1%にとどまる。  
東京都区部は 75.0%、その他市、町村は 50%台である。政令市は 6.3%にとどまる。

#### [ 提言 ]

施設だけでなく、国、自治体は、消費者が施設を選択するにあたって適切な判断が可能になるような情報提供を十分すべきである。

また入所手続や入所基準についても事前に利用者に情報を提供し、手続の不明確さを極力排するよう努めるべきである。

入所が認められない場合は理由を説明し、空きが出来次第連絡する等の対応をとることが必要である。

## 2. 契約書の作成と利用者への交付が不可欠

施設対象調査から、利用者に渡している書面の種類、交付書面の記載項目についてみた。  
交付書面調査から、交付書面の記載内容などについてみた。

### < 施設対象調査 > 「契約書」を渡している施設は 15.9%にすぎない

① ほとんどの施設が書面を渡している(99.2%)が、「契約書」を渡しているのは 15.9%  
にすぎない。

その他の書類は「入所の案内・しおり」が 98.6%、「入所(利用)申請書」が 84.0%等。

② 保育料、保険料、登録料、入所料のいずれかを 87.8%(1275 件)の施設が徴収している。  
このうち保育料金や納付済み入所料等の返金について記載した書類を渡しているのは  
35.5%と少ない。「納付済みの料金を一切返金しないことを記載している」は、11.5%。

### < 交付書面調査 > 契約書ではなく誓約書を提出させている施設がある

① 社会福祉法では、契約成立時には、書面の交付を義務付けているが、契約書ではなく、  
保護者にだけ誓約書や承諾書を提出させている施設の存在が明らかとなった。

② 契約書や誓約書の中には、次のような利用者に不利な内容の記載があった。

・ 「保育活動中における「事故」「災害」「事件」等によって被害を受けた場合について  
事業者の責任を一切問わないこと。」との記載は、消費者契約法 8 条 1 項（事業者  
の損害賠償の責任を免除する条項の無効）に該当し無効である。

・ 「一旦、お支払いいただいた料金は、理由の如何を問わず返金致しません。」との  
記載は、消費者契約法 9 条 1 号（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の  
無効）に該当し無効である。

③ 保育時間、サービス内容などは「しおり」、「入所案内」など多種類の交付書面に分散して記載されていた。

定員、生活室の面積、指導員の配置、保育内容や解約時の納付済み料金の返金についての記載は少ない。

### [ 提言 ]

利用契約にあたっては、契約書を作成し、利用者に交付するよう努める必要がある。

契約書があれば、利用者に契約内容が明らかになる。

利用者と事業者の権利義務関係を明確にするために、利用者に開示すべき契約内容を全て記載した契約書を作成し、それを利用者に十分説明すべきである。

また、利用者に一方的に不利益な内容の誓約書等を提出させている例があるが、そのような取扱いは撤廃すべきである。

契約条項は消費者契約法をはじめとする各種法令を踏まえて作成しなければならない。

### 3. 安全対策の強化、事故時の体制の整備、事故予防への取り組みが重要

「設備・備品でけがをした」「事故への対応が悪い」といった苦情・相談がみられる。学童保育中および学童保育施設への往復の子どもの安全対策は重要事項である。施設対象調査から、けがや事故への対応について、基準の有無、対応内容についてみた。市区町村対象調査から、けがや事故への基準の有無、連絡体制とその件数をみた。

#### < 施設対象調査 >

傷害保険等を請求したことがある 76.4%、けがや事故時の対応基準ありは 60%台

① けがや事故時の対応に関して、施設の基準があるのは公立・私立とも 60%台。

自治体基準があるは公立公営は 85.1%であるのに対し、私立民営は 14.6%。

自治体基準・施設基準の両方なしは 6.7%であり、公立公営 2.8%、私立民営 19.5%。

② けがや事故への対応について尋ねた。(複数回答)(図 I)

「応急処置をしている」、「けがをした場合は、保護者に連絡」、「必要なときは、すぐに病院へ連れていく」は、各 95%以上。「子ども同士のケンカやけがを施設の責任として対処している」62.0%、「カミツキなどについて、説明し対処している」は 76.7%。

「ヒヤリ、ハット事故に関する記録をとり、予防対策をとる」は 55.8%であるが、公立公営 66.2%に対し、私立民営は低く 38.5%。

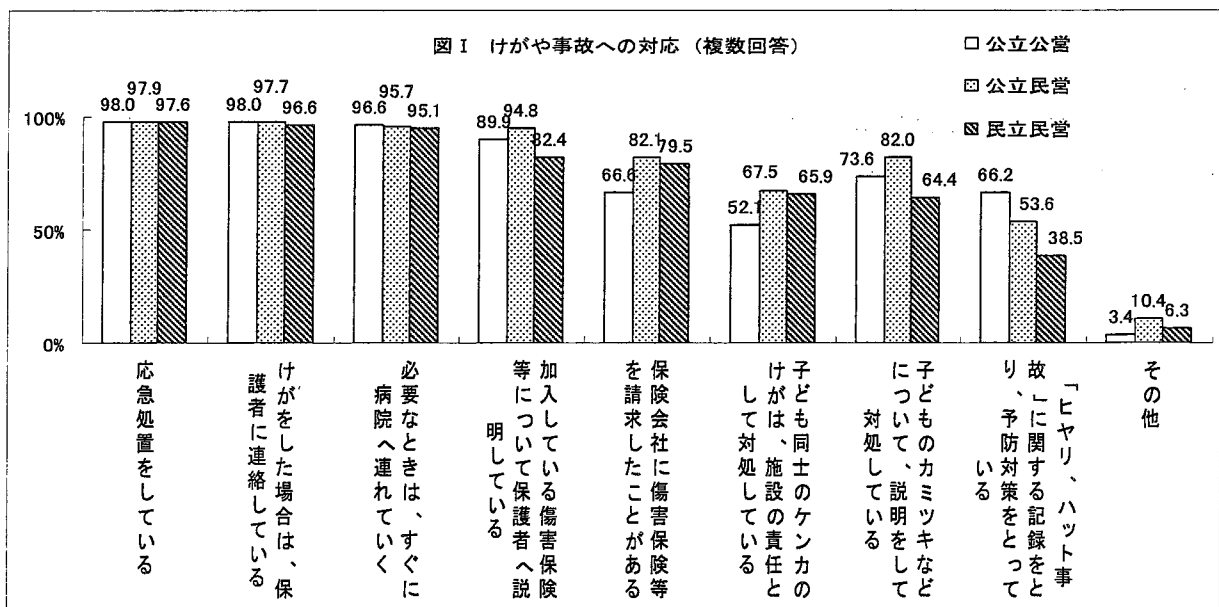
③ 「保険会社に傷害保険等を請求したことがある」76.4%。

公立公営(66.6%)より、私立民営の比率が高い(79.5%)。

賠償責任保険を請求したことがあるは 36.0%(2006年度の延請求件数は1,075件)。

交付書面に保険の補償内容を記載している 64.3%。

賠償責任保険へ加入 76.7%(公費負担なし 22.1%)、加入していないが 16.0%ある。



< 市区町村対象調査 > 事故報告延べ件数は、1年間に1万件近く

- ① けがや事故への安全対応に関し、自治体基準ありは39.7%。ただし、東京都区部は90.0%、政令市56.3%、その他市41.5%、町村35.0%である。  
自治体基準、施設の基準ともない町村は38.2%、その他市29.9%、政令市18.8%。
- ② 学童保育中にけがや事故が起きたとき自治体に「必ず連絡がある」は60.5%。  
件数の報告があった自治体は71.5%であり、東京都区部75.0%、政令市43.8%。  
2006年度に、けがや事故の報告があった延べ件数は9,857件である。
- ③ 事故情報を収集分析し、対応策を検討しているは70.6%であるが、東京都区部100%、市町村70%前後となっている。  
施設から収集した事故情報を自治体内の学童保育に提供する63.7%。  
東京都区部95.0%、政令市56.3%、その他市67.8%、町村57.8%。  
収集分析した事故情報などを利用者へ提供するの、31.6%にとどまる。  
東京都区部40.0%、政令市18.8%、その他市28.3%、町村35.7%。

[ 提 言 ]

けがや事故が多く、施設で発生していることが、傷害保険等を請求した割合や自治体の報告件数からうかがわれる。

- ① 施設は、けがや事故時の対応基準(マニュアル)を作成すること。また、契約書等に緊急時の対応について明記するとともに、利用者への情報提供を行うことが求められる。
- ② 施設は、「ヒヤリ、ハット事故」を記録し、事故分析と対応策を検討するなど、事故予防の取り組みが不可欠である。
- ③ 自治体は事故情報を収集し、予防策等を自治体内の施設に情報提供を行い、さらに利用者に情報を提供し注意を喚起し、同様の事故の再発防止に努めるべきである。
- ④ けがや事故の防止に必要な安全対策を強化するためには、施設整備、職員研修、安全教育、衛生管理、防災・防犯対策が求められ、緊急時の危機管理などができるように自治体、施設、指導員、保護者(保護者組織)が連携を図っていくことが必要である。  
そのための条件整備は行政が果たさなければならない重要な役割である。
- ⑤ けがや事故発生の場合、施設形態に関わらず、利用者にとっては学童保育に在籍するすべての子どもについて、等しく損害が填補されることが望ましい。  
すべての学童保育において損害賠償責任保険への加入が徹底されるべきである。  
特に小規模組織の財政的基盤の脆弱な施設に事故の対応を一任するのは無理があるので、自治体の任務として保険への加入を指導するなどの安全対応が必要である。

#### 4. 子どもの生活の場としての環境整備（量・質の拡充、指導員の待遇改善）が肝要

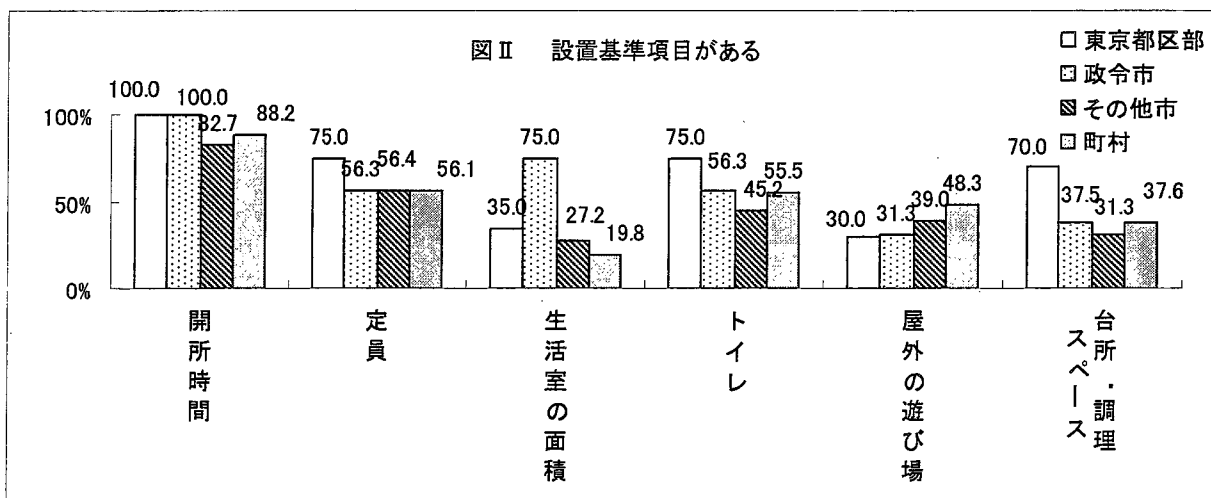
国民生活センターが、昨年度実施した保育所利用者を対象とした調査には、学童保育に関しても意見が記されていた。例えば、「施設数が少ない。定員枠が限られている」、「迎えに行く時間が早すぎる」、「給食がないので困る」などである。

市区町村対象調査から条例や要綱、ガイドラインの基準の策定項目・内容についてみた。施設対象調査から、利用者との間で問題になっていること、学童保育の実施状況、学童保育施設・設備の状況、学童保育内容、指導員の待遇についてみた。

< 市区町村対象調査 > 利用できるのは3年生まで74.2%、終了時間18時以前71.9%

(図Ⅱ)

- ① 対象学年の基準あり：84.9%。利用学年は3年生まで74.2%、6年生まで16.4%。
- ② 開所時間の基準あり：85.7%。終了は18時以前が多く(71.9%)、19時までは27.2%。
- ③ 定員の基準あり：56.6%。定員が40人以下は45.8%、71人以上は6.9%。
- ④ 生活室の面積基準あり：24.8%。台所・調理スペースの基準あり：34.9%。
- ⑤ 指導員に関する基準  
 職務、役割の基準なし：30.3%。東京都区部は0%に対し、他は30%前後。  
 配置基準なし：46.2%。東京都区部、政令市は10%台だが、町村は56.5%。  
 資格基準なし：49.3%。政令市31.3%、その他市・町村50%前後。



#### < 施設対象調査 >

(1) 利用者と施設の間で問題になっているのは、人手、時間、料金

「子ども同士のケンカ」：各施設とも30%前後が問題になっている。

「指導員の人数不足」：27.6%。公立は20%台であるが、民立民営は38.0%と多い。

「保育時間」：21.4%。公立公営(32.8%)は、民立民営(21.5%)より問題になっている。

「保育料金」：7.4%。公立公営は8.0%であるが、民立民営は22.0%となっている。



(2) 71人以上の施設 23.3%、1人当たり面積 1.65㎡未満 59.8%

- ① 1施設当たりの利用児童数：ガイドライン等で望ましいとする集団規模の40人以下は28.8%にとどまり、71人以上の大規模施設が23.3%ある。
- ② 定員があるところでは定員超えが37.8%。  
生活室の1人当たりの面積は1.65㎡未満が59.8%あり、狭い生活室に詰め込まれ過密状態であることがうかがえる。
- ③ ほとんどの施設で出欠の確認をしているが、子どもの個別記録の作成は41.5%、個別面談は53.8%にとどまる。

(3) 指導員の半数以上を占める非常勤指導員の給与の水準は10万円未満が73.0%

- ① 指導員の平均人数（平日）：常勤指導員が2.4人、非常勤2.7人。
- ② 指導員の合計人数の平均：公立公営5.0人、公立民営4.6人、私立民営4.2人。
- ③ 1ヶ月の平均給与（賞与、交通費除）は常勤でも20万円未満が74.9%。  
常勤：公立公営30.3万円、公立民営が16.9万円、私立民営が18.0万円。  
非常勤：8万2千円。大半が10万円未満（73.0%）、  
平均給与は公立公営が11.7万円、公立民営が6.7万円、私立民営が7.4万円。
- ④ 指導員の平均勤続年数  
常勤：5年未満36.6%。公立公営が10.0%、公立民営45.3%、私立民営44.5%。  
非常勤：3年未満48.7%。公立公営64.6%、公立民営39.1%、私立民営60.8%。  
(注：常勤は週に30時間以上の毎日勤務、非常勤・アルバイトは時間単位での勤務とした。)

[ 提 言 ]

- ① 放課後及び夏休みなどの学校休業時の毎日の生活の場として、必要とする子どもが利用できるだけの施設数を増加させ、適正な人数での保育が必要である。
- ② 子どもが健やかに育つ施設、生活の場としての環境整備が大切であり、学童保育の設置・運営基準を作り、それに基づき整備、質の充実を図っていくことが求められる。
- ③ 多様な家庭環境の子どもに加えて障害のある児童等の受け入れもあり、従来以上に指導員の職務の負担は質・量とも大きくなっている。職務基準・配置基準を設けていないところも多く、資格も保育士など既存のものである。現在の学童保育を担う指導員の養成と資質の向上、資格制度が望まれる。
- ④ 保育の質を左右する指導員が、意欲的な活動を継続して展開できるよう指導員の待遇を整えなければならない。
- ⑤ 各地域に指導員の連携システムを作り、緊急時に代替要員を出すことができる、例えば、地域センターをおくことによって安全性が高まり、閉鎖的になりがちな職場の風通しも良くなり学童保育の質・量の改善が図られる。

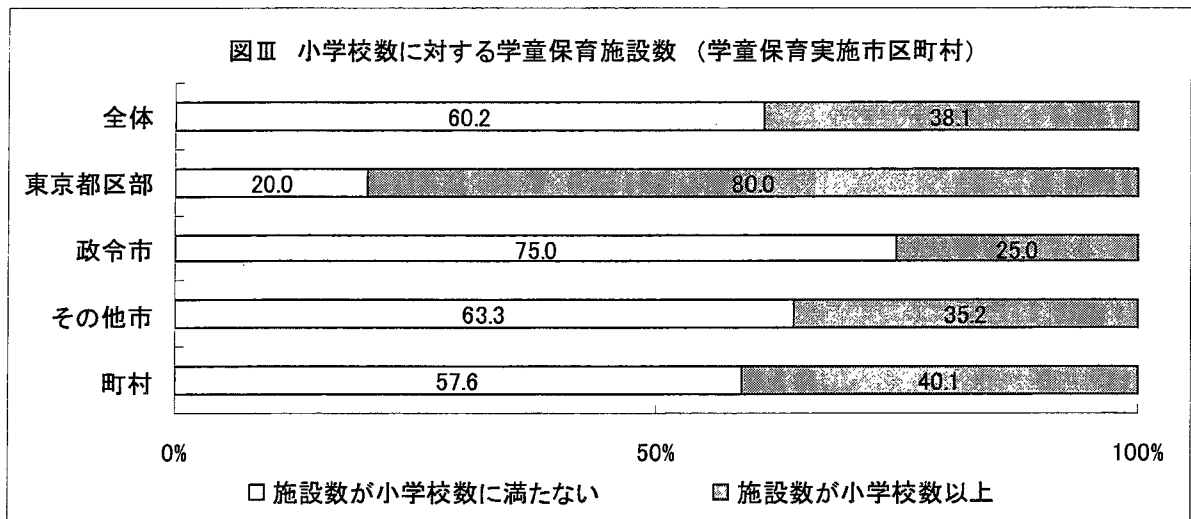
## 5. 公的サービスとして、地域間・施設間の格差是正が必要

昨年実施した保育利用者を対象とした調査では、「小学校区内に学童保育がない」「定員数が少ない」「自治体が学童保育を実施しなくなった」など、学童保育の体制や対応が不十分な状況が仕事を継続し子育てする上での障壁となっているとの意見が寄せられている。

- 市区町村対象調査から
- ① 学童保育の実施状況（利用児童数、待機児童数など）、
  - ② 苦情解決の仕組み、
  - ③ 学童保育について拡充を検討している内容をみた。

### < 市区町村対象調査 >

- ① 学童保育未実施の空白自治体は 9.5%。空白小学校区を持つ自治体は 60.2% (図Ⅲ)
  - ・学童保育を実施していない自治体は 9.5%、町村では 18.6%。
  - ・施設数が小学校数を下回る空白小学校区がある自治体は 60.2%。政令市は 75.0%。
  - ・実施している自治体にあっても、希望しても入所できない待機児童は 1 万 1 千人を超え、特に政令市は利用率が 16.7%にとどまり供給量が不足している(他は 20%台)。
  - ・校区内に学童保育がない場合は他校区の学童保育を探し、往復の子どもの安全確保に配慮が必要となる。利用できない子どもは保護者の帰宅まで留守家庭で過ごすこととなり、子どもの放課後の生活環境、就業支援体制に自治体間で差がみられる。



- ② 苦情解決の仕組みを利用者に説明 12.4%、苦情・相談担当者を決めて対応 45.3%
  - ・交付書面に苦情相談の対応先の記載あり：40.9%。
  - ・自治体で、苦情・相談担当者を決めて対応している：45.3%。
  - ・苦情の件数を把握している：43.8%にすぎない。2006 年度延件数は 1,661 件。苦情件数を把握していない：政令市は 68.8%、その他市は 61.2%にのぼる。
  - ・苦情解決のための第三者委員がいる：10.3%にとどまる。

### ③ 学童保育について拡充を検討している内容

- ・ 学童保育の未実施自治体（112）：実施を検討中の自治体は 25.9%にとどまる。
- ・ 学童保育を実施している自治体：拡充を検討していると答えた項目をみると、指導員の研修 64.0%、放課後子ども教室との連携 59.0%、安全・衛生対策の整備 53.0%、施設の設置・増設 52.8%等。
- ・ 予算の増額を検討している：東京都区部、政令市、その他市とも 60%台であるが、町村は 30.6%にとどまる。施設の改修、設備の拡充の割合も町村は各 30%以下。

#### [ 提言 ]

学童保育に対する公的支援体制は、かなり遅れた状態にある。

少なくとも当面は、公的部門が推進力となって、長期、短期の目標を定めて、利用しやすい仕組みを導入するとともに、学童保育サービスの充実を目指していく必要がある。

その際、財政的な負担について社会的に合意を得るための努力を継続的に行うとともに、学童保育を安心して利用でき、その内容に対する評価を高めるようなモデル的な取り組みを行うことも有用である。

施設数、定員児童数ともに不足し、待機児童がいる状況下では、利用者に事業者を選択する余地は少なく、公的サービスとして学童保育全体の量・質の底上げが必要である。

#### ① 安全面の対応への公的サービスとしての見直しが必要

学童保育所では子どものけがや事故への事業者の対応が求められるが、安全面の対応に個別の施設だけでは限界があることがうかがわれ、公的なサービスとしての安全面の対応への見直しが必要である。

#### ② 量的・質的な拡充と格差の是正が必要

学童保育は子どもが自分で通うことが前提の施設なので、公的サービスとして国や地方自治体の責務で各小学校区に 1 つ以上設置し、必要とする留守家庭児童がすべて学童保育を利用できるように整備を図ることが必要である。

学童保育は保育所と比べて施設・設備、自治体の窓口対応、指導員の資格・待遇などの条件整備が立ち遅れ、自治体間格差、施設間格差がみられる。早急に子ども・保護者の視点に立った公的なサービスとして量的・質的な拡充と格差の是正が必要である。

#### ③ 苦情解決の仕組みの整備と周知を図ることが望ましい

利用している子どもは放課後の生活を学童保育に依存しているため、保護者として施設に対して苦情を言いにくい。契約書に相談窓口を明記し、周知を図るとともに、苦情の処理にあたっては第三者機関を設けるなど、迅速かつ公平に苦情を解決できるような体制を整備することが望ましい。

要望書提出先： 厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## 「学童保育の実態と課題に関する研究会」委員

- 座長 新保 幸男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授  
委員 真田 祐 全国学童保育連絡協議会 事務局次長  
松村 祥子 放送大学教養学部・文化科学研究科教授  
吉岡 睦子 弁護士  
渡辺多加子 独立行政法人国民生活センター相談調査部調査室主任研究員

## 報告書の構成

- I 学童保育の課題と改善の方向性  
新保 幸男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授
- II 学童保育の量的・質的な拡充の課題  
真田 祐 全国学童保育連絡協議会事務局次長
- III 利用契約に関する背景と問題点  
吉岡 睦子 弁護士
- IV 学童保育における安全対応と指導員の職務・勤務条件  
松村 祥子 放送大学教養学部・文化科学研究科教授
- V 学童保育事業の実施に関する調査〈調査対象：市区町村〉  
渡辺多加子 国民生活センター相談調査部調査室主任研究員
- VI 学童保育サービスの実態調査〈調査対象：学童保育施設〉  
渡辺多加子
- VII 学童保育サービス契約時の交付書面の調査  
渡辺多加子
- VIII 学童保育に関する提言

- ☆ 担当：国民生活センター相談調査部調査室 渡辺 TEL 03-3443-6217  
☆ 報告書：282頁 1,000円（本体 953円）  
☆ 申込先：最寄りの政府刊行物サービスセンター又は官報販売所に申し込む。  
書店で「全官報扱い」と指定の上、申し込む。